

三重労働局 職員採用 Q&A

～よくあるご質問をQ&A形式で紹介します～

Q. 採用の流れについて教えて下さい

A. 業務説明会（例年は6月中・下旬）や官庁訪問（例年は7月）の日程など、採用に関する詳細な情報は三重労働局のホームページに掲載します。
※国家公務員採用試験日程によって実施時期が変わることがあります。

Q. 採用実績はどのくらいありますか

A. 【令和5年度採用】

事務官（共通） 7名、事務官（基準） 7名、労働基準監督官 1名

【令和6年度採用】

事務官（共通） 11名、事務官（基準） 5名、労働基準監督官 4名

【令和7年度採用】

事務官（共通） 4名、事務官（基準） 4名、労働基準監督官 2名

Q. 職員は何人いますか

A. 【令和8年1月1日現在】

298名：男性 205名、女性 93名（非常勤職員、任期付職員を除く）

Q. 労働行政に関する専門的な知識は必要ですか

A. 採用時に特別な知識は必要ありません。採用後の研修や通常業務の中で知識を習得することが可能です。しかし、労働行政は国民生活に密着しており、国民からの関心も高く、新聞などに話題が取り上げられることが多いため、日頃からいろいろなことに幅広く関心をもつことが大切です。

なお、事務官（共通）については採用後の配属部署によって、キャリアコンサルタントや社会保険労務士などの資格取得に活かせる知識や経験を積むことができます。

Q. 厚生労働事務官の主な業務内容は

A. 【事務官（共通）】

主にハローワークや労働局職業安定部において職業相談・職業紹介、雇用保険、雇用対策業務などを担当します。

配属先は県内のハローワーク（9所）や労働局職業安定部が主となります、それ以外に労働局総務部、雇用環境・均等室で勤務することもあります。

【事務官（基準）】

主に労働基準監督署や労働局において労災保険給付を行うための審査、調査、労災認定の対応や労働保険の適用・徴収業務を担当します。

配属先は県内の労働基準監督署（6署）や労働局労働基準部が主となります、それ以外に労働局総務部、雇用環境・均等室で勤務することもあります。

Q. 労働基準監督官の主な業務内容は

- A. 主に労働基準監督署で、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に基づき、労働者の労働条件（労働時間、賃金等）の確保・改善のため、
- ・「事業場に対する監督指導業務」
 - ・「司法警察官として被疑者を検察庁に送検する司法警察業務」
 - ・「職場の安全や健康の確保を図るための安全衛生業務」
- などを担当します。

また、労災保険給付を行ったの審査、調査、労災認定の対応や労働保険の適用徴収業務を担当することもあります。

配属先は、県内の労働基準監督署（6署）や労働局労働基準部が主となります
が、それ以外に労働局総務部や雇用環境・均等室で勤務することもあります。

Q. 仕事にやりがいはありますか

A. 働き方が多様化する社会において、様々な労働問題も生じており、労働環境の改善に寄与する労働局の果たすべき役割は、年々その重要性が増しています。そのため、国民からの注目度が高い仕事ができるということがやりがいの一つです。

また、労働局は国家機関の一つでありながら、地域密着型の業務が多いため、国民との距離が近いという特徴があります。例えば、「仕事を探している」、「会社から賃金が支払われない」、「仕事中にケガをした」、「労働保険に入りたい」など、たくさんの方が相談や手続きのために労働局・ハローワーク・労働基準監督署の窓口を訪れます。その方々を直接接客するため、利用される方との距離は近く、成果も直結することが多い仕事です。

利用者の事情に応じた懇切丁寧な対応が求められますが、相談の最後に「相談に来てよかったです」や「ありがとう」といった感謝の言葉をいただけすると、ひとの役に立てた嬉しさや、やりがいをより感じられると同時に、自身の成長も実感することができます。

Q. 採用後の配属・人事異動はありますか。また、その際は転居が伴いますか

A. 概ね1～3年間隔で人事異動があります。その際、異動先によっては転居が必要な場合があります。「労働局↔ハローワーク」、「労働局↔労働基準監督署」を異動しながら様々な業務を経験していきます。
県外への異動は原則希望者のみとなります。労働基準監督官については、採用後3年目から4年目までの2年間は、採用された労働局以外の労働局へ異動します。

Q. 給与・手当について教えて下さい

A. 初任給は、一般職（大卒程度）試験採用の場合は232,000円、一般職（高卒者）試験の場合は200,300円が基本（令和7年4月1日現在）ですが、採用前の職歴に応じて加算されることがあります。また、期末手当・勤勉手当（賞与）が6月と12月に支給されます。
その他、通勤手当（支給限度額：150,000円／月）、住居手当（支給限度額：28,000円／月）、扶養手当などの各種手当が支給要件に応じて支給されます。

Q. 勤務時間と休日はどのようになっていますか

A. 勤務時間は、原則 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（休憩 1 時間）です。休日は、土曜・日曜・祝日法による休日、及び年末年始（12/29～1/3）です。年次休暇は、年 20 日（4 月 1 日採用の場合には、採用日に 15 日付与）で、残った日数については翌年に繰り越されます（最大 20 日）。その他、特別休暇として夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇などがあります。

Q. 休暇はきちんと取れますか

A. 全員が毎月必ず 1 日以上の有給休暇を取得するようにしています。その他、夏季休暇（3 日）取得時期や年末年始には合わせて 1 週間以上の休暇となるような取得を奨励しています。

Q. 残業はありますか

A. 配属先の業務や繁忙期（4月など）などは残業となることもありますが、「ワークライフバランス」を重視した働き方を推進している省庁として、働きやすい職場環境づくりに努めています。

Q. 宿舎などの福利厚生について教えて下さい

A. 宿舎については、独身用又は世帯用の宿舎がありますが、戸数に限りがあるため、民間アパートなどの借用をお願いする場合もあります（その場合には住居手当の支給あり）。その他に、厚生労働省共済組合制度で人間ドックや検診などの医療補助や団体積立年金、団体生命保険、住宅資金などの貸付など、各種福利厚生制度があります。

Q. 仕事と子育てを両立するための支援制度について教えて下さい

A. 出産に際し、産前6週間・産後8週間の特別休暇を取得することができます。また、育児休業は子供が3歳になるまで取得できます。その他にも保育園への送迎などを目的として勤務時間帯を選択できる早出・遅出勤務や、1日2時間の範囲内で育児のための時間を取得できる制度もあります。

Q. 育児休業の取得率は何%ですか

A. 男女ともに希望した者は100%取得しています。

Q. 運転免許は持っていた方がいいですか

A. 三重県内は電車・バス等の公共交通機関が十分でない地域もありますので、企業訪問等の際には運転免許を持っていた方が業務を効率的に進めることができます。

Q. 入省後の研修制度について教えて下さい

A. 採用後すぐに、公務員として必要な基礎的知識・労働行政職員としての心構え・行政の課題などを知るための研修、資質向上を図るための研修を実施しています。その後は、人事異動により担当業務が変わった時や、行政経歴（係員・係長・専門官・課長・幹部など）の節目や特定の職務または役職に就任した段階での研修、その他OJTによる効果的な職務能力の向上を図るための各種研修も実施しています。

Q. 三重労働局の魅力は

- A. 三重労働局は職員数が約300人と全国的には中規模の労働局にあたります。そのため、仕事上で連携したり、同期や先輩などを通じて交流することで、ほとんどの職員に顔を覚えてもらうことが可能です。そうなれば、次からは仕事をする上でより連携を図ることができ、スムーズに質の高い仕事を進めることができます。
- 上司や先輩とは気さくに話や相談ができる雰囲気があり、プライベートでの交流も多くみられます。
- また、若手であっても周りのサポートを受けながら様々な企画・立案に携わることができ、意欲的に仕事ができる環境が整っています。
- その他、三重県は中部・関西の二大経済圏に挟まれ、北部を中心とした工業地帯、中部の行政・サービス業、南部の観光・農林水産業など地域ごとに産業構造が異なるため、それぞれの地域に適した雇用対策や労働環境整備を行うことで地域に根差した行政の面白さを感じることができることが魅力です。

【人事担当者からのメッセージ】

私たち三重労働局職員は、国民の生活の安定と、社会・経済の発展を図るため、地域における「労働行政のスペシャリスト」として、雇用の安定や、誰もが健康で働きやすい職場の実現を目指して日々、様々な業務に取り組んでいます。

労働局の業務はどれも「**皆さん的人生を応援する**」仕事です。

人の役に立ちたい、困っている人を助けたい、そんな気持ちを持った方はぜひ志望していただければうれしいです。

皆さんと一緒に働く日が来ることを楽しみにしています。

何か疑問点や聞きたいことがございましたらお気軽に
ご連絡ください！！

三重労働局総務部総務課人事係
【連絡先：059-226-2105】

